

野田市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年2月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	10番	針ヶ谷久翁
11番	青木進	12番	宇佐見稔久
13番	吉岡清美		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農地法第52条の規定による賃借料情報について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷隆徳
事務局長補佐	大塚和彦
農地農政係長	間中浩司
主事	高梨将克

議長 ただいまから令和3年第2回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

4番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で5738平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため耕作していないため、譲受人は農業経営の開始をするためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を借り受ける予定のため、要件は満たしていません。

令和3年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、2月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、3番、議案第2号申請番号1番、2番については齊藤委員、議案第1号申請番号2番、4番から6番、議案第2号申請番号3番については青木委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について齊藤委員から報告をお願いします。

齊藤委員 申請地は、〇〇の畑3筆で、肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 この案件は、齊藤委員があっせんし、申請に至りましたので、あっせんの経緯等について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 この案件については、昨年12月に農業委員会に土地のあっせん依頼があつて、本人から、〇〇地区が良いということで私の方に話がありました。

私もあちこちと聞いたところ、誰か借りる人いないかなつていう話がありましたので、これはあるということで、地主に承諾もなくとりあえず、本人にも見てもらつて、この後、地主に二つ返事で貸してもらえるようになりました。

この土地については、一昨年にも別の新規就農者が見に来て、どうもはっきりしない人で、どうなるのかなと思つてるうちに本人から辞退するという話があつて、地主としては、借りる人がいれば、借りたいと望んでましたので決まりました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 失礼します。

初めまして〇〇と申します。

よろしくお願いします。

営農計画につきましては、さつまいもをメインで栽培して、生産物の処理に関しましては、加工品として出荷をメインにして、茨城県にある〇〇さんに土付けのままコンテナで出荷をして、状態の良いものに関しては、洗浄して市場で青果出荷としていきます。

売上高、収益、所得を増やすために冬の栽培をしてない時期に関しては焼いもとして自身で加工して、農産物の単価を上げるという形で販売をしていきます。

機械に関しましては、トラクターをリースという形で決定しています。

小型機の定植機と管理機とかに関しては、自分で購入をして、もう定植機は今月の16日に納品されます。

管理機に関しましては、畝を耕すのに小型の物を大体20万円前後で購入できると見込んでいる

ので、そちらは今後購入、今月中にはしていきたいと思います。

労働力に関しては、まずは1年目、私1人で、就農を予定していますが、私自身が、野田市の〇〇で会社をやっている関係で、会社の従業員を作業、人手が必要な作業の時期と、あとは収穫時期に、ちょっと臨時雇用とバイトという形で雇って、人手を確保していきたい。

常に7人従業員がいる形になるので、私1人では運べないものとかは臨時で手伝ってもらような形で、私1人っていうところをカバーしていきたいなと思っています。

規模次第では、今後従業員を1人常勤化して雇って、将来的には大きく、法人化してやっていきたいなと思っています。

議長 申請人から、機械、労働力、営農計画などの説明がありました。

何かご質問ありますか。

藤井委員 今、話聞いてたとおりにとっても有望な女性の方が来たので、ぜひともこの野田市で、就農していただいて頑張っていたきたいです。

どうぞよろしくお願いします。

青木委員 僕が聞きたいのは、1つ今現在、会社をやってるというお話ですが、どういう会社で、今さつまいもを作っていることですから、作業所とか倉庫とかそういうものの場所とか、どのように考えているのか教えて下さい。

申請人 ありがとうございます。

今やってる事業に関しましては、建設業、どちらかと建設資材を作っているような、簡単に言うと砂利屋さん砂利の運搬とか、あと販売をしています。

〇〇に会社の事業所があるんですけど、その土地の下を整地してまして、機械に関しましては、農機具をそこに保管すると、さつまいもの倉庫がやはりどうしても私の中でもかなりネックだったんですが、1年目どうしても収入が安定していないとのことで、倉庫を借りることができないので、その土地の土になっているところにビニールハウスを建てる形にして、あとはやっぱり冷害が一番ネックになるので、ビニールハウスの下の周りを4メートルほどユンボで掘って、断熱パネルを入れて、なるべくビニールハウス内の温度の低下をしないように地熱をして、加温していくような、状態でおいもを保管しようと思っています。

あとはやっぱりあまり多い量は保管ができないので、土付きのまま、どうしても1人だと調整作業だったり洗うっていう時間があり、収穫の時期、手が回らないので、収穫してなるべくすぐその土付きのまま、加工品として、ちょっと早めに、加工会社さんに出さしてもらって、自分で使いたい青果用と焼いも用というのを、長期保存できるように、倉庫、ビニールハウスでやっていく予定です。

青木委員 わかりました。

是非、始められこれから農業をやろうとしてるんですが、ぜひ頑張ってください、野田市に

ですね、畑の方が皆高齢化で使っていない土地が一杯ありますので、ぜひ広げてもらえばありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

宇佐見委員 品種は何を考えています。

申請人 品種は、メインは紅はるか、後は、焼いもでシルクスイートが人気あるので、ちょっと一部、シルクスイートにしようかと思っています。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1816平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。
令和3年1月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、中里字阿部島の田1筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で979平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営を廃止するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年1月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、三ツ堀字笹久保の畑1筆、瀬戸上灰毛字笹久保の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、畑9筆で4056平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年1月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、平井字宮台の畑8筆、平井字上奉目の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で168平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、古布内字三軒家の畑1筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1311平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農機具がなく耕作が不可能なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年1月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で654平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、植木があり、庭石が置いてありましたので、土地所有者より始末書が提出されています。

計画内容は、埋立ては行わず整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、メッシュフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から申請番号3番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1506平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年1月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木、孟宗竹が生えていました。

計画内容は、転圧・敷均しを行い、整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑7筆で1874.54平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、埋立ては行わず、砂利敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を丸鋼管柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせず昭和47年9月より墓地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年1月25日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 確認ですが、これ墓地ですね、それとちょっと私の認識が間違ってるかわからないんですけど、墓地の場合は、宗教法人じゃないと許認可できないような、多分このお寺さんだと思うんで、法人じゃなく個人名でもこれは差支えないんですか。

事務局 あくまでもこの農地法の許可を要しない証明は、現況の証明になりますので、現況が、今言ったように20年以上、農地以外に使われていると、あくまでもその証明になりますので、他法令、特に関係はございません。

筑井委員 ということはそちらは、例えば、他の法令にかかって、農地法上は問題ないというこ

とですね。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

野田市長より令和3年1月29日付けで、令和2年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年の賃借権設定が畑2筆で1047平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案は議案第 5 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号「中間管理」の申請番号 1 番から 3 番及び議案第 5 号申請番号 1 番から 3 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 1 月 29 日付けで、令和 2 年度第 9 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、10 年の使用貸借権設定が畑 1 筆で 3000 平方メートル、5 年の賃借権設定が畑 2 筆で 2924 平方メートルとなっております。

借受人は、農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に 82 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 1 月 29 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得する予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

吉岡委員 ちょっとお聞きしますけども、例えば申請番号 2 番の〇〇さんの貸付、園芸協会の賃料っていうのは、1 万 1000 円で、そして広さは 766 平方メートル。

そうすると私が畑を借りたりとかそういうことについて、野田市の相場決まっていて、1000 平方メートルで 1 万 600 円、高い所で 2 万 5000 円とお聞きしましたが、そうするとこれと比べるとはるかになんか高くなって、これから周りの地権者とか借りたりする周りの人に影響するんじゃないかと思っています。

賃貸料、ちょっと高いんじゃないか、自分に関しては、1 万 1000 円。

事務局 ただいまの賃借料情報っていうので、農業委員会だよりに掲載しておりまして、先ほどこの会議が始まる運営委員会でも、1 年間まとめたもので報告をしていますが、高いんじゃないっていうことなんですけど、これはですね、貸す側と借りる側の話し合いで金額を決めておりますので、賃借料情報は、こういう取引事例をまとめて平均化して公表しています。

貸し借りの際に、参考にしてくださいっていう情報です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「中間管理」及び議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」の目吹転作、目吹代替地、船形転作、船形代替地、小山転作、小山代替地、木野崎転作を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、目吹転作の1番から11番、13番から49番、52番から75番、77番から224番、目吹代替地の1番から12番、14番から32番、35番、37番から131番、133番から156番、158番から163番、船形転作の1番から16番、18番から212番、船形代替地の1番から242番、小山代替地の1番から6番、11番から17番、20番から43番、45番、46番、木野崎転作の1番から17番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「目吹転作」、「目吹代替地」、「船形転作」、「船形代替地」、「小山代替地」、「木野崎転作」についてご説明いたします。

8ページから21ページをご覧ください。

野田市長より令和3年1月29日付けで、令和2年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の目吹転作でございますが、1年の賃借権設定が田220筆で393109平方メートルとなっております。

次に22ページから32ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1年の賃借権設定が田157筆で308154平方メートルとなっております。

次に33ページから47ページをご覧ください。

船形転作でございますが、1年の賃借権設定が田211筆で419699平方メートルとなっております。

次に48ページから62ページをご覧ください。

船形代替地でございますが、1年の賃借権設定が田242筆で382571平方メートルとなっております。

次に75ページから78ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、1年の賃借権設定が田39筆で83396平方メートルとなっております。

す。

次に 79 ページ、80 ページをご覧ください。

木野崎転作でございますが、1 年の賃借権設定が田 17 筆で 26043 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「目吹転作」の 1 番から 11 番、13 番から 49 番、52 番から 75 番、77 番から 224 番、「目吹代替地」の 1 番から 12 番、14 番から 32 番、35 番、37 番から 131 番、133 番から 156 番、158 番から 163 番、「船形転作」の 1 番から 16 番、18 番から 212 番、「船形代替地」の 1 番から 242 番、「小山代替地」の 1 番から 6 番、11 番から 17 番、20 番から 43 番、45 番、46 番、「木野崎転作」の 1 番から 17 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 12 番、「目吹代替地」の申請番号 33 番、34 番、36 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 12 番、「目吹代替地」の申請番号 33 番、34 番、36 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

目吹転作でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 5878 平方メートルとなっております。

次に 24 ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 3 筆で 5819 方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「目吹転作」の申請番号12番、「目吹代替地」の申請番号33番、34番、36番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第4号「目吹転作」の申請番号50番、51番、「目吹代替地」の申請番号13番、132番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「目吹転作」の申請番号50番、51番、「目吹代替地」の申請番号13番、132番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

目吹転作でございますが、1年の賃借権設定が田2筆で5542平方メートルとなっております。

次に22ページ、30ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1年の賃借権設定が田2筆で4663平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「目吹転作」の申請番号50番、51番、「目吹代替地」の申請番号13番、132番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 76 番、「目吹代替地」の申請番号 157 番、「小山転作」の 1 番から 168 番、「小山代替地」の申請番号 7 番から 10 番、18 番、19 番、44 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 76 番、「目吹代替地」の申請番号 157 番、「小山転作」の 1 番から 168 番、「小山代替地」の申請番号 7 番から 10 番、18 番、19 番、44 番についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

目吹転作でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 4012 平方メートルとなっております。

次に 31 ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 3364 方メートルとなっております。

次に 63 ページから 74 ページをご覧ください。

小山転作でございますが、1 年の賃借権設定が田 93 筆で 167764 平方メートル、畑 75 筆で 68035 平方メートル、合計 168 筆で 203802 平方メートルとなっております。

次に 75 ページ、76 ページ、78 ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、田 7 筆で 14756 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 76 番、「目吹代替地」の申請番号 157 番、「小山転作」の 1 番から 168 番、「小山代替地」の申請番号 7 番から 10 番、18 番、19 番、44 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 4 号「船形転作」の申請番号 17 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号「船形転作」の申請番号 17 番についてご説明いたします。

34 ページをご覧ください。

船形転作でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 1100 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「船形転作」の申請番号 17 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議案第 6 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明申し上

げます。

83 ページをご覧ください。

番号 1 番、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認でございます。

この確認につきましては、平成 7 年 4 月 12 日付け構造改善局農政部農政課長通知に基づき柏税務署長より調査を依頼されたもので、この調査対象となる方々は、20 年前に農地等の相続を受けた相続人が、相続税の申告を行う際、今後 20 年間農地を引き継いで、経営として継続しますとの約束のもとで、相続税の納税猶予の特例を受けて相続税の支払いを猶予されたものです。

今回、相続税の納税猶予の特例を受けた農地について、相続税の申告から 20 年間が経過するため、申告どおりの状況となっているか、農地の地元農業委員、推進委員さんに現地確認をお願いしたものです。

この調査は、全筆を現地確認して、実際に農地として適正に管理し、農地として使用されているか否かを確認して、その結果を柏税務署長に回答するものです。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地確認が行われています。

私より報告させていただきます。

議案第 6 号番号 1 番について報告いたします。

令和 3 年 1 月 18 日に、私と後藤農地利用最適化推進委員、1 月 21 日に事務局職員 2 名が農地 4 筆について現地確認を行いました。

当該地は、肥培管理された農地で一部果樹があり、農地として使用されていたことを報告いたします。

ただいま事務局の説明及び現地調査した委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案どおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 7 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から第 7 号についてご説明いたします。

1 ページ、2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、2 件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に4ページから6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に7ページから17ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、5法人から報告がありました。

次に18ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に19ページをご覧ください。

報告第6号 農地法第52条の規定による賃借料情報についてですが、農地法第52条に「農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と定められているため、令和2年の賃借料を記載のとおり取りまとめました。

次に20ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が4件ありました。

以上です。

議長 報告第7号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番、3番、4番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

番号2番は委員が現地調査を行っておりますので、調査にあたった染谷委員より報告をお願いします。

染谷委員 番号2番について報告します。

去る令和2年12月9日に私と瀬能推進委員、岡田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、一部果樹があり、調査委員の合議の結果、現況は「農地」であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。
続きまして、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 12月に区域別意見交換会が行われました。

その結果、今後の取り扱いについて、協議をいたしました。

それにつきましては、総会終了後、農政課より人のプランの説明があるということですので、その説明を聞いて、また次回、3月の合同会議の時に話し合うということになりました。

第2区域で出てました、耕作放棄地の取り扱いについても3月の合同会議で判断するということになりました。

協議事項2番ですが、農地所有時の下限面積ということで、運営委員会で協議しましたが、これについては、保留ということで次回の意見交換会で再度、協議して総会に諮るということに決まりました。

それから賃借料情報の集計結果については、今報告があった通りです。

協議事項4番の令和3年度の農業委員会行事予定については、予定表のとおりです。

議長 ありがとうございました。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時5分)